

大泉障害者支援ホーム身体拘束適正化検討委員会設置規程

(目的)

第1条 大泉障害者支援ホーム身体拘束適正化委員会（以下、「委員会」という。）は、障害者虐待防止法（平成23年6月24日法律第9号）の趣旨に則り、大泉障害者支援ホームの利用者の生活と自立を妨げることのないよう、緊急やむを得ない得ない場合を除く身体拘束の廃止を目的として設置する。

(委員会の責務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針と様式づくり
- (2) 身体拘束等の事例の集計と分析
- (3) 報告された事例及び分析結果の職員への周知徹底
- (4) その他、利用者の人権、身体拘束等に関わる事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は別表に掲げる者をもって構成する

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 3 委員長に事故がある時又は委員長が欠けた時には、委員長が指名した者がその会務を務める。
- 4 委員会は、協議のため必要がある時は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、毎月1回虐待防止委員会と同時開催する。
また、必要に応じて委員長が招集し開催する。

付則 この規程は、令和3年9月12日から施行する

別表

身体拘束適正化検討委員会

所 属	職 種
管理者	施設長 (委員長)
生活支援係	サービス管理責任者
就労支援係	サービス管理責任者
生活支援係	担当者
	看護師
就労支援係	担当者